

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県川口市上青木西一丁目18番21-801号

氏名 株式会社 東武産興

代表取締役 五十幡 健

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 橋本昌



許可の年月日

平成28年10月7日

許可の有効年月日

平成33年9月5日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成13年9月6日	新規許可	平成28年10月7日	更新許可
平成17年2月24日	変更届		以下余白
平成17年4月22日	変更許可		
平成18年9月6日	更新許可		
平成23年10月31日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



廃対指令第842号

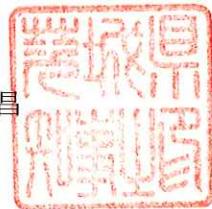
埼玉県川口市上青木西一丁目18番21-801号

株式会社 東武産興

平成28年7月19日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により許可する。

平成28年10月7日

茨城県知事 橋本昌



条件

特になし。

(不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。），提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。